

令和7年度 白馬村農作業標準賃金及び機械作業標準料金表

白馬村・白馬村農業委員会・白馬村営農支援センター

| 作業区分 | | 単位 | 標準金額 | 摘要 | |
|-------------|------------|-----------|--------|--|--|
| 水田作業 | 自動耕耘機による耕起 | 10a | 7,500 | 標準 13～15cm耕起 特殊事情田は当事者間で協議 湿田 2割以内の割増 不正形 相対で協議 | |
| | 機械代かき作業 | 10a | 13,300 | | |
| | 【荒代のみ】 | 10a | 5,800 | | |
| | 【植代のみ】 | 10a | 7,500 | | |
| | 施肥 | 10a | 2,500 | 機械まき、委託者が補助者1人を付ける | |
| | 機械田植作業 | 10a | 10,500 | 委託者が補助者1人を付ける | |
| | 側条田植機使用 | 10a | 13,400 | 側条田植機は同時施肥の場合 | |
| | 防除作業 | 粉、粒剤散布 | 10a | 1,200 | |
| | | 液剤散布 | 10a | 1,900 | |
| 収穫作業 | 【稲】コンバイン | 10a | 24,000 | グレンタンク付は1,000円増、委託者が補助者1人を付ける | |
| | 【そば】コンバイン | 10a | 12,600 | 委託者が補助者1人を付ける | |
| 機械作業 その他 | 施肥播種 | 10a | 9,500 | ロータリーシーダー使用 | |
| | 大豆脱穀 | 1時間 | 8,400 | スレッシャー使用 | |
| | 籾摺・籾乾燥・精米 | 農協の決定に準ずる | | | |
| 労賃 | 水田一般作業 | 1時間 | 1,000 | 食事は作業者負担 男女問わず、時間外は割増賃金とする | |
| | 畑一般作業 | 1時間 | 1,000 | | |
| オペレーター賃金 | トラクター | 1日 | 12,700 | オペレーターのみを雇う場合 実働8時間 | |
| | 田植機 | 1日 | 12,700 | | |
| | コンバイン | 1日 | 12,700 | | |

- (注) 1 この賃金(料金)は、JA長野中央会及び長野県農業会議の令和7年度標準表を参考に定めたものです
 2 この賃金(料金)を適用する期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとします
 3 機械作業については、運転者・機械・燃料を受託者が負担します
 4 上記以外の作業については、地域の実情に見合う賃金(料金)を当事者間で決定してください
 5 この料金は、消費税を含んだ料金です

令和7年度農地使用料の標準額 10aあたり

| 農地の区分 | 標準額 |
|-----------------|-------|
| ほ場整備完了田 10a以上田 | 6,000 |
| ほ場整備未実施田 10a以上田 | 2,000 |
| ほ場整備未実施田 10a未満田 | 1,500 |

【参考】土地改良区賦課金 10aあたり

| | |
|---------|-------|
| 神城県ぼ地区 | 2,800 |
| 神城県ぼ地区外 | 1,000 |
| 飯森県ぼ地区 | 1,500 |
| 平川かん排地区 | 1,000 |

- (注) 1. 「標準額」は賃貸借契約において参考としていただくための目安であり、作物の種類や生産性、農地の形状や畔等の耕作以外の面積や管理、日当たりや周囲の農道・水路等の実情により当事者間で協議のうえ決定してください。
 2. 土地改良区の賦課金は所有者負担となります。その他、租税公課(事業負担金、税金等)の有無も考慮した協議を行ってください。
 3. 農地の区分は農家基本台帳の台帳地目によってください。そば、大豆、野菜等の転作田も田です。
 4. 畑の単価は、田の単価の5割程度を目安とします。規模や生産性、維持管理費等も考慮した協議を行ってください。
 5. 著しく生産性の低い農地等は、対価の伴わない使用賃借とするなど、農地の保全に努めてください。

この賃金(標準額)を適用する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

お問合せ 白馬村農業委員会事務局(白馬村役場農政課内) 電話:0261-85-0766